

予算決算委員会総務文教分科会会議記録
(補正予算審査)

1. 日 時	令和4年4月12日(火) 10時25分開議 令和4年4月12日(火) 12時29分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	渡辺拓道座長、大上和則副座長、原田豊彦委員、 隅田雅春委員、安井博幸委員、森本富夫議長
4. 欠席議員	なし
5. 傍聴人	向井千尋議員
6. 会議に付した事件	・議案第28号 令和4年度丹波篠山市一般会計補正予算(第1号)
7. 議事の経過	<p>渡辺座長 挨拶</p> <p>渡辺座長 開議宣告</p> <p>10:25 開議</p> <p>■こども未来部</p> <p>日程第1 議案第28号 令和4年度丹波篠山市一般会計補正予算(第1号)</p> <p>【主な説明】 子育て企画課より補正予算書に基づき説明</p> <p>【主な質疑】 隅田議員 今回、小嶋医院への委託により開設している病児保育「にこにこ」に、空気清浄機を導入されるということで、空気清浄機の能力はどれぐらいあるのか。例えば30分なり1時間で、菌がどのぐらい減るといふか。その辺りを教えていただきたいと思ひます。機器の能力です。</p>

こども未来部 今回、厚生労働省から、熱中症予防に留意した換気の方法が示されました。それによりますと、厚生労働省が推奨する空気清浄機は、風量が毎分 5 m³以上のものを使用することとなっております。

渡辺座長 機器はそれを満たしたものであるということによろしいですか。

こども未来部 はい、そうです。

隅田議員 この機器を設置することによって、定期的な換気、窓をあけての換気は必要ないということでしょうか。またどういった形で運用されるのでしょうか。

こども未来部 今回の空気清浄機の導入に当たりましては、あくまで換気を補助するものとして各部屋に配置するものと考えております。
新型コロナ対策の換気と熱中症予防をどのように両立するかについて、エアコン等で、室内の温度を固定化、維持をさせるために、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気とあわせて、今回導入を予定している可搬式の空気清浄機を併用することが、有効であるとされているため、導入するものとなっております。以上です。

安井議員 今回清浄機は 1 台ということですか。部屋は一つではなかったと思いますがどういう部屋に導入されるのか教えてください。

こども未来部 今回病児保育室「にこにこ」の購入は保育室が 2 室ございますので、1 室に 1 台ずつ、計 2 台導入する予定となっております。

【主な説明】

保育教育課より補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

安井議員 空気清浄機の導入にあたって、味間認定こども園ですと完成して年数が経っていないと思いますが、耐用年数は何年ぐらいと考えて導入されるのですか。

こども未来部 法定の耐用年数につきまして空気清浄機は 8 年となっております。

ただ8年たてばすぐに壊れるというものでもありませんので、これまでから各園では丁寧に使用されてきました。

8年以上たちまして、実際には老朽化も進んできているという部分については、買い替えさせていただきたいと考えております。

安井議員 先ほどの説明で導入台数の話がありましたが、全て同じ機種なんですか。部屋の大きさによって機種は異なるのですか。その辺り教えてください。

こども未来部 基本的には同じ機種を一斉に導入したいと考えております。と申しますのは、今回導入させていただく、主な部屋といたしましては各園の保育室、それから職員室といったところが主になっております。これらの部屋につきましては、基本的に若干の大きさの違いはありますが、50㎡から60㎡といったところで、ほぼ似通った部屋の大きさとなっておりますので、一つの同じ機種で対応可能と考えております。

大上副座長 空気清浄機のことに関してですが、基準を満たしたものを導入されるということでしたが、メーカーの性能も年々良くなってきているのではないかと思います。価格はどうか。上昇している感じですか。機能が上がることによって、1台当たりの価格はどうなっていますか。

こども未来部 申し訳ございません価格の動向までは把握をいたしておりませんが、あくまでこれは想像ではございますけれども、もちろん機能的な部分は向上しつつも、低価格に抑えていくというのは時代の流れだとは思いますが。

ただ、全国的に、新型コロナへの対策として、空気清浄機導入というのは、どこの自治体でも検討なされているところではございますので、価格について、安くなってきているという印象は持ち合わせておりません。今回導入する空気清浄機、かなりの数にはなるんですけども、早期に入札を行いまして、夏場の換気の対策には間に合うような形で、導入をしていきたいと考えております。

大上副座長 これまで購入した価格の見積りにより、金額の積算をしてるということでしょうか。

こども未来部 今回の補正予算の積算につきましては、直近で業者より見積りを取りまして積算をいたしております。

原田議員 先ほど入札の話が出ましたが、地元業者から発注する可能性があるのかどうかということをお聞かせください。

こども未来部 おそらく指名競争入札になると思います。

指名に際しましては市内業者優先で考えていきたいと思っております。ただ管財契約課との相談もごございますので、もし市内業者で落札する見込みがないということであれば市外も考えていかないといけませんので、その辺りは市内業者を優先と考えながら事務を進めたいと思っております。

原田議員 業者について何社かは市内業者の候補があるということでもいいですか。

こども未来部 市内業者で十分納入は可能と考えておりますけれども、管財契約課と相談していききたいと思います。

隅田議員 各保育園、味間認定こども園に既に入っている機器の老朽化と基準を満たしていないという説明がありましたが、一点目は新しい基準と古い基準がどのぐらい差があるのかということの説明をいただきたい、老朽化ですが、例えば空調であれば、暖房冷房が弱くなったとか、照明器具であれば切れたとか明るくないと分かりますが、この空気清浄機というのは、青いボタンなどが付いていれば、動いていることがわかるぐらいで、どこが老朽化しておるのか非常にわかりづらいと思いますが、例えば 8 年なら 8 年たった段階で、検査をして正常な能力があるとか、また 8 割ぐらいまで能力が落ちているとか、そういったことがチェックできるのですか。その辺りの説明をお願いしたいと思います。

こども未来部 まず、能力につきましては、今回国が推奨されている、1 分間に 5 m³ 以上の風量といったところで導入のほう考えております。

以前のものが、どれぐらいの風量であったかというのは、各機種によって異なってきますので、それぞれいくらということは申し上げることが出来ないんですけれども、1 分当たり 5 m³には満たないというふうなと

ころで確認をしております。老朽化の判断につきましては、正直難しいというふうに思っております。目に見えない形でございますので、例えば法定の耐用年数の8年たったから、すぐに駄目になったというふうなことはないと考えておりますけれども、機械としては動いているけれども、本当に空気清浄の機能を果たしているのかといった部分については、チェックが難しいと考えています。ですので、今回の買い替えにつきましては、法定耐用年数の8年を少し上回る形で10年経過したものについて、買い替えをしていきたいと考えております。

隅田議員 古いものは1分間5 m³に達しない、新しいものは5 m³に達しているとなると業者に何らかの形で、更新するに当たり、検査が出来ないのかということも必要であると思います。最初は、国の審査を通っているけれども、それが5年、10年と経つ中でどのあたりまで、1分間5 m³が保障できるのかわからないと思います。非常に見えづらいところがありますので、導入に当たっては、その辺りの説明を聞いて対応も考えていただきたいと思います。

渡辺座長 意見ということで、メンテナンスについての色々な情報収集に努めていただきたいと思います。

■ 学校教育部

日程第1 議案第28号 令和4年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

【主な説明】

学事課より補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

隅田議員 小中学校合わせて74台だと思うんですが、小学校が何台か中学校が何台かわかりましたらお願いします。

学校教育部 小学校で29台、中学校で45台を予定しております。

安井議員 74台であれば、値段から推測すると5万円弱かなという感じですが、スペックといたしますか、今使われてる機種と同じものですか。

学校教育部	1台当たり4万5,000円で予定しております。購入物品につきましては、基本的には現在のもので一緒にものを予定しておりますけれど、教育研究所等と協議いたしまして、後継機が出ておりましたら、指導者が使いますので、後継機種でも問題ないかと思っております。
安井議員	入札であると思いますが、市内の業者が優先されるということはあるのですか。
学校教育部	現段階では指名競争入札を予定しております。市内の家電、OAの登録業者、及び本市のパソコンの入札にこれまで入っていただきました業者を予定しております。
大上副座長	74台というのは、必要な台数として各学校から要望があったのですか。
学校教育部	この数につきましては、教職員数から算出しております。現在でしたら各学級に1台と、若干予備を持っております。教職員数は、学校基本調査の教員数で、236人、この数につきましては校長、教頭、養護教諭、栄養教諭と実際子供の前で教壇に立って、授業をしない先生を除いた数で、そこから、今有る台数分を引いた数が74台となっております。
大上副座長	74台を導入すれば、必要数としては達成することになりますか。
学校教育部	専科といいますか、そういう先生の分も1人1台当たるようになります。
渡辺委員長	私のほうからお伺いをします。必要な機器は導入してもらわないといけないと思いますが、現在の実態として、指導者用のパソコン、今回普通教室分ということですが、普通教室で使われる分は、授業のために使われるということですか。あるいはそこでも児童生徒指導の関係の端末として活用ができるものなのか、活用ができるというような仕組み、取組は既にされているのか、現状の学校現場の指導者端末の使われ方それと、個人の分と各部屋に配置、各教室に配置される分の使用目的などを実態にあわせて御説明願います。
学校教育部	今回購入するものでは、教室で教師が指導者端末を利用して授業を行っておりますので、コロナ禍で登校出来ない子供たちのために、もう1台

の端末を使って、授業の映像を配信して、元気な子が自宅で勉強してもらおうというのが一つと、また小人数制、グループ制で英語や算数、数学など二つのグループに分けて授業をしております。そういう場合に、どちらのグループでも先生が端末を持てるようにしていきたいと思っております。

渡辺座長 そうしますと各業界の方がいろいろな人に対してサービスを行う場合、そのサービスの現場に1番近いところから、いろいろな事柄について入力ができたり、情報を得られたりというように端末の使用の方法もだんだん変わってきていると思いますが、指導者用端末、各現場、現場で子供の情報が確認出来たりであるとか、日々の子供の様子を記録したりとかいうことが、まだできないといいますか、子どものことについては職員室で事務だけはしなければならない、つまりまだ同時並行できるという状況にはなっていないという認識でよろしいですか。

学校教育部 運用につきましては教育研究所で学校と調整しながら進められておりますので、その辺りについては確認をさせていただきます。

渡辺座長 用途によって端末も選定する部分もあると思いますので将来的には、個人情報管理の課題も出てきますけれども、教員の負担軽減といいますかそのようなことも考えていただき、子どもを帰してから後の事務作業をどう軽減させていくのか。現場で子供たちの直近の情報をどう入手しながら対応していける環境を整えるのかそのような部分も、ほかの業界では結構進んでいますので、教育の現場でもそのようなことを意識していただく必要があるのではないかなと思いますので、ICTを積極的に進めていただいている教育委員会と認識しておりますので、その辺りについても御検討願えたらと思います。

学校教育部 先ほどいただきました質問、的確な回答になってるかどうかわかりませんが一つの事務軽減なり効率化という話の中で、集約という作業が圧倒的に早くなっています。授業の中での情報の集約というのは展開されますし、情報提供する場合においても、同時にみんなが同じ映像を見ながら勉強できるということもあります。近くの自分たちの町の様子を見ながら、交通安全の指導ができるといったような使い方もされています。GIGAが入りまして、ちょうど1年ですが、この進歩というのは、か

なり、これから、倍々じゃなくて、すごい量で増えていくと思いますから、その辺の技術は共有しながら効率化も図っていかねばならない。その効率化の一つの例としまして、今の学校の中で授業のほかに安全点検作業なんかがあります。学校の先生がチェック表を持って回って、それを、紙で出してそれを担当が集計するというような、オーソドックスなやり方だったんですが、この端末が入りましてから、見たところをチェックしたらそれで全て集約されてポイントとして出てくる。

傷んでる場所があれば、写真を撮っていけば、そのあと集まって職員会議しなくても、その画面の中で共有出来て対応しましたということが言えるということになります。そういったノウハウも、学校のそれぞれの努力の中で開発されていったりしてますから、その開発を全市的に共有することによって有効に活用できるという方法は、今後考えていかねばならないというふうに思っています。

渡辺座長 部長がおっしゃったようなことが、やはり教育現場においても、生産性向上的な部分としての視点も要ると思いますので、ぜひとも、先生の負担軽減に繋げていただきたいと思いますのでお願いします。

安井議員 今回、パソコン 74 台導入するということですが、潤沢に行き渡るといように理解するのですが、そうなれば、ペーパーレスを進めていただきたいと思います。私時々、教育委員会の月 1 回の会を、傍聴しますがすごい量の資料です。毎回もらいますが、例えばその情報もパソコンを使ってペーパーレスでやってもらったほうが、教育委員会としてもいいと思います。実際の学校内の情報教育もできるだけペーパーレスで端末を有効活用していただき、紙ベースの資料の経費を削減し、事務の合理化に進んでほしいと思いますので、ぜひその辺りよろしくお願ひしたいと思います。

学校教育部 既にいくぶんかは、並行して、ペーパーレスが進んでおると思います。今、例として教育委員会とおっしゃったと思うんですけど教育委員会で進めるのか全庁的なこととしていろんな会を持ってるところがありますから、その部署との整合性も図りながら、検討の中で進めていくものと思います。

渡辺座長 ここで暫時休憩をいたします。

再開を5分後といたします。

■行政経営部

日程第1 議案第28号 令和4年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

【主な説明】

財政課より補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

渡辺座長 私のほうから1点お伺いをいたします。
今回支出について丹波茶のおもてなし関係の財源を財政課で検討いただいたのかなと思いますが、これについては茶祭りの体制を整えるといったような関係ですが、これまでのコロナ禍の影響で茶祭りが開催出来なくて、その分をコロナ基金の方に積んでおり、本来であればその基金を活用してもらっても、よかったのではないかという思いもあるのですが、実際コロナ基金についてはそのような余裕が無かったのか、また別の考え方により今回の対応、財源措置をされたのか。御説明願えたらと思います。

行政経営部 おっしゃるとおり、コロナ基金につきましてはこういう形の、例えば、回復後のこのようなイベントや経済対策的なことに使いましょうということで積立てておりましたけども、令和3年度で結構基金を取崩しまして、現在では103万円しか残額がありませんので、今回については交付金のほうで財源を確保させていただいたということです。
ただ令和3年度の決算状況によりまして若干また積み戻しと申しますか、繰入れ額の減額等が見込めますので、そういった時にはまた次の補正予算等の時期の中で、財源充当等を考えさせていただきたいと思っております。以上です。

■企画総務部

日程第1 議案第28号 令和4年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

【主な説明】

創造都市課より補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

安井議員 お試し住宅 2 軒、東新町と西古佐と言われましたが、それぞれ一軒屋だと思いましたが、築何年ぐらいの物件ですか。

企画総務部 すいません築年数のほうは、はっきりと確認はしておりませんがかなり、年数は経過しており、20 年はくれているというふうには思っています。現在、改修も含めて行っており、西古佐のほうはほぼ改修が完了して入れるような状況かなというふうに考えております。東新町のほうについては、外側の部分といいますか外側の塀とか、家の周りはかなりきれいになっておるんですけども、中についてはまだ、畳とかが入ってない状況で、今後入居に際してそのような整備もされる予定になっております。

安井議員 2 件で、1,200 万円ほどかかるということだと思うんですが、1 件ずつだといくらになるのですか。

企画総務部 2 件とも、経費としましては、この広告料等広告費にかけておる部分もございまして全体として、1,200 万円としておるんですけども、1 件当たりとしましては、大体 300 万円から 400 万円となり、ここは、修繕に関しては、その所有者が修繕をされますので、必要な部分としましては、例えば家具類とか、電化製品はリースをします。あと、物件を借りる際の家賃が、経費の主なものになっております。そのあとについては、物件についての広告宣伝を行っていくところの、お試し住宅、暮らし案内所での経費関係もあわせて今回組んでおります。トータルとして 1,200 万円になります。

渡辺座長 修繕処置されるというような形と思いますが、もう少し事業スキームについて説明してもらえますか。それでないと全体像が見えないのでお願いします。

企画総務部 全体予算としては 1,243 万円というところなんですけど、まず、この経費の内訳のほうを御説明したいと思います。

渡辺座長 経費は後で結構です。全体のスキームとして誰がどう関わってこの事業をするのかステークホルダーがどういう形なのかということの説明して

ください。

企画総務部 全体スキームとしましては、委託業務については、暮らし案内所へ委託する予定にしております。

そこでこの2件の物件について、希望者からこの物件を使いたいというふうなことがありましたら、そこについて暮らし案内所のほうから案内していくということです。そこで、実際に住まれる部分について、当然家賃とか、いろんな相談事とかございますので、そういう部分についても全て、暮らし案内所のほうで委託をしております、そこで、調整を図っていただくことになっております。

スキームといいますか流れとして、物件につきましては、所有者さんのほうで、全て、改修されて、実際に住めるというふうな状況になった時点で、こちらからは、生活に必要な住宅の家電とか家具とかをこちらからの経費で、入れまして、それで、実際に、今回の予算として挙げておりますのが、先ほど申し上げました、その改修とかではなく、その住宅の、生活に関わるような、例えば、テレビ冷蔵庫とかですね、あとは冷房、暖房器具とか、そのようなものとかを、全てここは購入ではなしに、リースという形で、入れまして、それを配置をしてそこで住んでもらうというふうな形で住宅のほうをお貸ししていきたいというふうに考えています。

安井議員 空き家の持ち主との契約は、契約としてはその1年契約なんですか。それとも、そこはしばらく、お試し住宅として使わせてもらうような契約などは結ばれているのですか。

企画総務部 今後、持ち主については具体的な期間等についてはお話をさせていただくこととしておりますが、基本的には、その1年1年というふうな形をもって、契約を考えたいとは思っておるんですけども、やはり、今回、新たに、市としても、このお試し住宅の物件をお貸しするということになりましたので、やはり、福住わだ屋さんのような形で、まちづくり協議会さんのほうが、運用していただくような形式がやはりベストな形じゃないかということをおもっております。

その中で、できるだけ長い期間で、お借りをすることも確かに必要かと思うんですけども、その辺りについては所有者さんとも調整をしながら、期間については、調整も図っていきたいのですが、ある程度、それ

を、今後、市の委託事業として、暮らし案内所のほうに、お願いをして運営していただくこととしておりますが、やはり、出来ましたらその地域のほうとか、あと、まち協さん等で、運営していただけるような形式や実際にこのお試し住宅を使おうとされている方のニーズも当然ふえてくるかと思うんですけども、本当にこの2件で足りるのかっていうことも含めて、調整をしていきたいということでまだ具体的な、期間等についてははっきりとは定めておりませんが、まずは1年間というような形をもって、引き続き状況を見ながら考えていきたいというふうに考えてます。

企画総務部 今ですれ非常にお試し住宅のニーズが高いということを申し上げましたので、安井議員から御指摘のように将来的なビジョンを持ってやっていく必要性もあろうかというふうに思います。

ただ一方で、福住のわだ屋さんについては、改修費について地元と合わせて、県や市の補助金で改修をしていただいた後の運営を地元のほうにお世話になっているわけですけど今回については、ウイズささやまのほうで、その施設を借り上げて、空き家を借り上げて、今先ほど課長から申し上げましたように年間にリース代も含めて、300、400万の経費がかかるということもございますので、今回はこれにつきましては、コロナ対策交付金を全額活用させていただいております。

そういったことで今回の事業化ということに至ったわけですが、来年度以降につきましては、今年度の利用実態であるとかニーズ、そういったものを考えながら、どこまでこうやっていく必要があるのかあるいは市としてどこまでやっていけるのかというあたりの議論は、今年度の活用状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

安井委員 5ページの諸収入のところ、126万円となっているのが2件の家賃収入と思うのですが、例えば光熱費とか水道とかは、経費としてこちらが負担し、入ってくるのは定額の家賃だけが入ってくるということで、借主は電気代や水道代は使い放題という理解でよろしいのですか。

企画総務部 歳入につきましてはお試し住宅の利用料ということで、2件分ということで計上しております。ですので入ってくる分はこれのみということになります。

ただ水道とかが使い放題ということかといえばそこは、大体月単位とい

うことになるかと思うんですけども、そこはモラルを持っていただいて、対応していただきたいという思いもありますし、節水等もしていただきながら、そこは呼びかけていく必要があるかと思えます。ただ、出る経費がやはり多くございますので、その辺りについて、今回コロナ交付金ということで先ほど部長も申し上げましたが、その辺の費用対効果も当然必要になってくるかと思えます。こういうコロナ禍の状況で、田園回帰の流れですので、やはり、丹波篠山市に向いて、移住したいという方が増えてきているというふうなことも思っておりますので、ある一定の経費はかかるかと思うんですけども、ただ、そこは、歳入も歳出も含めて、バランスよく運営できるように、調整を図っていきたいと思えます。

安井議員 今9か月の2件分と言われましたので、月額1件当たり7万の家賃ということで理解するのですが、1か月がリミットなんですか。一つの家族が、お試し住宅に住まわれるのは、1か月以上は駄目であるということですか。そうではないのですか。

企画総務部 この、賃貸型の今回の2件分については、基本的には1か月以上という形ですので、1か月、使っていただいても、そこで、もう打ち切るということでなしに、引き続き使いたいということであれば、そこは使用していただくことにしております。

安井議員 かけた経費とリターンから考えると、ものすごくお得感が満載だと思います。次の人が入りたいのに、その方が住みたいと言ったら、次の人が入れないっていうのは、お試し住宅としてどうなのかな、やはりできるだけ、多くの方に利用していただきその良さを、篠山に住む良さをわかってほしいというのであれば、何か一旦そこに住んでしまえば、既得権のようになってしまうのは、僕はやはりやり方に問題があるというふうに感じてしまうのですが、その辺りの説明をお願いします。

企画総務部 お試し住宅というのは確かに、こちらに来ていただいてある一定期間、この地域のいろんな、気候も含めて、どういうふうな地域であるかということも感じていただきながら、今後そこで、やっぱり自分が住んでいけるかどうかを体験するような、そんな住宅であると考えております。ですので1年間、その四季を感じてというふうなことがベストかと思

うんですけども、ただ、現状を考えますと非常に多くの方が、このお試し住宅を希望されるという状況にもなってきておりますので、期間について、今長く借りられるような状況も当然あるわけなんですけども、そこは、多くの方に使用していただけるようなことについて、対応していきたいとは思っています。

安井議員 お試しというのは、お試しであるわけですので、そこに何か月も1年も住まわれるとそれはお試しではなく定住であると思います。だから1か月とか2か月とかぐらいで、ある程度試していただいたら、その間に丹波篠山市内の古民家なり、住むところを探していただいて、移っていただくのが主旨だと思います。そこに住むことが何か月もあって、次の方が入れないということは、絶対おかしいと思います。私の意見ですが検討をよろしくお願いします。

渡辺座長 安井委員の意見ということでそのようなことも、十分考慮していただいた上で事業展開、事業の検討をしていただけたらと思います。事業スキームについて説明してほしいとお伺いをしたのですが、もう一つよくわかりません。暮らし案内所に事業をしてもらうと伺いましたが、委託料として予算の要求がされていますが、つまり委託料や物件貸付け料で収入が入ってくるという形になっていますが、これは、暮らし案内所に委託をするという理解でよろしいですか。まずそこを説明願います。

企画総務部 これについては座長おっしゃったとおり、暮らし案内所のほうでその分については委託業務という形で、依頼したいというふうに考えています。

渡辺座長 暮らし案内所というのは、市の業務の一環であるというふうに思っていますが、暮らし案内所はいま一つの独立した市とは別に、独立した機関としてあるという形になっているのですか。委託料で予算要求されるのであれば、その辺りの暮らし案内所はどういう形になっているのか。説明をお願いします。

企画総務部 暮らし案内所というのは体制のことになりますので、委託先についてはウイズささやまということになるかと思います。今、定住移住に関わる

ような業務については、暮らし案内所といいますかウイズささやまとの業務委託をしているところですが、それとは別に、相手先についてはウイズささやまということで修正をさせていただきたい。今までの業務とはまた別の形で、委託をしたいというふうに考えてます。

渡辺座長 それであれば理解出来ました。ウイズささやまに非常にニーズが高くなってきている、お試し暮らし、そのことについてさらに情報が欲しいというようなこともあると思いますので、広報の充実についてもウイズささやまさんのほうに一括して、委託をして効果的な移住対策移住施策の推進を図っていくという理解でよろしいですか。

企画総務部 説明不足で申し訳ございません。今座長がおっしゃっていただいたとおりで委託を行っていきたいと思います。

隅田議員 家のリフォームは持ち主がする。それを市が一括して借り上げる。そのリフォームをする持ち主の利益というのはどういうところから出てくるのですか。
持ち主がリフォームした分を見込んで、市はその分を上積みして、借り上げるというような形になるのですか。

企画総務部 市とウイズささやまとは、委託の関係ということを先ほど申し上げました。物件を改修されるのは、当然所有者が改修されて、借りられるような状態になって、ウイズささやまがその物件を用意する。そこで、月額いくらかということ、ウイズささやまで、例えば、利用者月7万円でお貸ししましょうということ、その物件の利用者と契約をして、所有者については、家賃というふうな形でお金が入ってくる。
所有者が実際改修された分がカバーできるかということについては、利用者から収入を得るということで、運営がされるということになります。

企画総務部 誤解があってはいけないんですけれども、今回の物件についてはですねその空き家を貸してもいいよという方にその物件をお借りするという姿勢ですので、今回の事業に伴って、必要な改修をしてくださいというスキームではないということです。
商店街の空き店舗対策なんかと同じように、貸してもいいよという方が

いらっしゃって中が空洞の状態になっていて、貸せる状態のものについて、市が、ウイズささやまに委託をして、借りあげて、ただ空洞になっている状況でございますからその中に、お試し住宅ですので、必要な、電器機材であるとか、空調設備なんかを整えて、どうぞお試ししてくださいというような形でございますので、持ち主さんとしては、遠い将来についてこれは、安井議員がおっしゃったように、市のほうはずっと借り上げるということでもなくて、まずはこの1年間貸すと、そのあと、市のほうが、この事業が続けばまた再度貸すということになるでしょうし、そうでなければまた違う方に、賃貸借をするような形で、探していただくというようなことが、大家さんとしての考え方になろうかと思えます。

隅田議員 例えば、わだ屋であれば一括して持ち主が管理をします。しかし、これは大変だからそれをもう任せます。まち協などが全部改装して、持ち主は善意で自分の大きな家を私には管理能力がないので、使ってもらっていいですよという形でした。

この2件については、持ち主がリフォームをどこまでするのか。水回りなり屋根の修理なり、その物件によって違うのですが、300万円のできるのか500万円のできるのか、どのレベルまでリフォームするのか。それは、持ち主よりもそれを利用する人がどのように、リノベーションをしたらよいのか、考えるものでないかなという気がするのです。その辺りがいまひとつ、わかりづらいのですが、またそれだけかけた分を、家主は行っても良かったと考えるぐらいに、確実にリフォーム代は回収できるのか。また、固定資産税はどうなるのか。その辺りがわかりづらいのです。

渡辺座長 本来ならこの案件はわかりやすい資料で、もうちょっと詳しく説明していただくべき内容であったと思います。

この事業自身の必要性というのは多分委員さん全員が認識されていると思います。ただ、本当に、不安無しにこの事業が進んでいくのか、関係者はどういう形になっていて、物件を好意的に提供して投資もされる方についてのリスクが無いのかということをやはり、議員の方も心配するわけですから、その辺りについて、もう少し丁寧に説明をしてもらえますか。

企画総務部	<p>今回のお試し住宅につきましては、空き家になっている状態ですが、先には活用していこうという部分で、幾らか自分で手を入れて、ある程度住める状態になっているような、そういう物件を、こちらが暮らし案内所とも連携しながら、見つけて先ほど言いましたように東新町の物件とかは、まだちょっと改修が出来てない部分もあるんですけども、所有者さんのほうが、ある程度、使えるような状況になっている物件を、その所有者さんと話をしまして、お試し住宅として、こちらがお借りをして、お試し住宅をするから改修をしてくださいとかいうことではなしに、あくまでも、ある程度整ったような状況のものをこちらがお借りをするという形になります。</p> <p>お借りするときには、家賃をお支払いし、できるだけ早いめにお借りすることによって、家主さんのほうも、それだけの収入が入ってきますし、そういう面では、決して、家主さんのほうの負担が多くなるかそういうものではございません。</p>
渡辺座長	<p>もう1回説明していただけますか。主語がはっきりしていないと思います。借り上げるのは市が借り上げるのか。ウイズ篠山が借り上げるのか。そこをはっきり言ってください。</p>
企画総務部	<p>借り上げるのは、ウイズささやまが借ります。</p> <p>市は先ほど言いましたが、ウイズささやまに委託するというので、借り上げはウイズささやまが借り上げるということになります。</p>
隅田議員	<p>藤田課長の説明が、最初と今とちょっと違うのです。</p> <p>最初は、持ち主が改修しますと、それを私が聞き間違ったかもしれませんが、市が借り上げるという話だったと思います。</p> <p>それが今の説明では、貸すためにリフォームする必要はないんだと、もう既に住めるような状況になっている。しかし、東新町は出来ているけど西古佐はそうではないという、まだ改修が出来ていないというようなニュアンスであるので、その辺りの説明が一貫していないと思います。</p> <p>最初から空き家バンクに登録されていて、もう既に手入れが出来ていて、いつでも住めるようになっているという物件を借りて、家賃は渡すという説明ならまだ、わかりやすい面もあるんですけど、持ち主が改修するのですという説明から入りましたので、その持ち主は、3年後に住もうと思っているのか5年後に住もうと思っているのか。</p>

それを貸出す年数も契約という形でいかないと、ずるずると1年ごとに延ばしていこうとしているのか、その辺りの制度が、することはいいのですが、いまひとつ何かしっかりとした制度に聞こえてこないものですから、理解がなかなかしづらいというところです。

渡辺座長 今回の事業については、ウイズささやまさんにお取組をいただく。そのウイズささやまさんが事業を進めていくに当たってお試し暮らしをしてもらう、家が2件いると、2件いるのでそれに理解をしていただいて御協力をいただけるところが2件ありました。その協力の期間は9か月です。という中で今回の提案については、先のことはその時点でまた考えるとして、現段階で物件をウイズささやまさんに協力しようといってもらえているのは、9か月分だけの契約である。その内容で利用者や提供者も理解をしてもらっているということでのいいのですか。

企画総務部 説明が当初から改修も含めて言いましたので、申し訳ございませんでした。今、座長におっしゃっていただきました。そのことにつきましてそのような形で考えております。

渡辺座長 こちらからちょっと苦言を言わしてもらいますが、新規事業になると思いますし、交付金も活用することになると思います。必要な事業であるということについては、みなさん認識しているんですけども、委託料として計上されてきたら、中身をきっちり確認しなければならないのが議員の仕事です。それがはっきり分かるような形での提案が今回出来ていなかったということについては、部長申し訳ないけれども、今後そういうことがないようにお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

安井議員 確認なんですけど、空き家の方と家を貸す契約をされるのは、市なのか。ウイズささやまなのか。相手はどちらなんですか。

企画総務部 ウイズささやまになります。

安井議員 その契約条件などをきっちりした賃貸契約書のようなものを書面をつかって弁護士立会いの下にされるのですか。

企画総務部	<p>契約という形ですることとしております。当然借地借家法に基づく、例えば建物の賃貸借契約という形になると思います。弁護士の立会いということについてはそこまでのことは今のところは考えてはおりません。</p>
安井議員	<p>心配するのは、貸主とあとでもめないかということです。例えば、お互いの思惑が合致していなくて、同床異夢というか、そういうことになってしまって、例えば、貸主としては、何年間か貸すということも、まだわからないなどとお互い言ったりすると、お互いの思っている思惑が違ふことになって、あとでもめるということがないように書面をちゃんと交わしてほしいということです。</p> <p>この事業を成功させるために考えると、ウイズささやまは貸主からすると又貸しするわけです。ウイズささやまと契約するけれどもウイズささやがまた、移住希望者に貸すわけですから、又貸しになることはやはり、貸主からすると不安であると思います。</p> <p>ですから貸主が不安に感じないように、適切に実施していただくことを希望しておきます。</p>
企画総務部	<p>座長のほうからもご提言をいただいております、また安井議員のほうからも御心配、御懸念をいただいております。</p> <p>今回ここで、十分に説明が出来てなかったということがもともとの発端ではありますけれども、そういう議員さんに御説明が出来てないということに対して、同様のことが貸主の方にまたウイズささやまさんにも、そういうことをきちとこちらが、委託元として説明ができるのかどうかというあたりのことを御懸念いただいていると思いますので、この辺りは、文書はもとよりですけれども例えば図式化するなどして、わかりやすい形で整理をした上で、事業を進めていきたいと思っております。その辺の事業スキームのフォーマットとかそのポンチ絵等については、議員の皆様にも、御提供させていただくようにしていきたいと思っておりますので御理解よろしくお願いいたします。</p>
大上副座長	<p>参考に教えていただきたいのですが、こういった契約の場合の家自体の保険というのは、誰が支払いをされるのですか。</p>
企画総務部	<p>火災保険料につきましては委託料の中に含んで計上しているのですが、当然その火災保険料については委託料の経費の中でカバーしていくとい</p>

うことを考えております。

大上副座長 もう1件のほうもそういった考えということですか。

企画総務部 そうです2件分とも、火災保険については、こちらの経費、委託料の中で、組み込んでいくということになっております。

渡辺座長 いろいろとまだ、聞いている部分について考えますと、本当に事業実施までに、早急に、詰めていただかなければならない部分が、数多くあるのかと思いますけれども、本当に効果的な事業になって、さらに移住促進に寄与できるようなものにやはりしていただきたいと思いますので、課長、いろいろと仕事が多いかと思いますが、しっかりと問題のないような形での再検討をお願いします。

【主な説明】

ブランド戦略課より補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

隅田議員 このシステムに該当する施設というのはどのような施設なんですか。

企画総務部 この該当する公共施設につきましては、文化施設、体育施設でございます。代表的なものとしたしましては、市民センター、四季の森生涯学習センター、各地域の公民館、総合スポーツセンターとか、川代体育館など体育施設などを考えております。数でございますけれども、市が管理しております公共施設としては24施設、それから、小中学校の体育館、グラウンドも貸出しをしております、それが20施設の合わせて44施設ということでございます。

隅田議員 課長から公民館とかいう言葉が出ましたが、公民館は対象外ということですか。公民館も入るのですか。

企画総務部 公民館は市が管理しております公民館ということでございます。各自治会の公民館ではございません。

安井委員 以前に一般質問しまして、他市ではもう既にやっていることが、何で丹波

篠山市では出来ないのかということでしたが、今回DXの関係で、していただけることになったことは非常にありがたいと思っています。

ただ、例えば、体育施設にしましても、川代体育館ですと、公民館が管轄していて、スポーツセンターですと教育委員会の社会教育課が管理しています。例えば川代体育館ですと1時間単位の貸出しで、スポーツセンターですと、午前、午後、夜間、しかも昼間とか夕方は使えない時間があったりとかします。ですからその辺は、システムだけではなく、例えば体育館でバレーボールする人であったら、スポセンでする場合も、体育館でする場合も同じ練習するわけですから、その管理する仕組みが違っていたり、所管が違うものですから、そのあたりを出来れば統一してほしいと思いますし、大会のための予約などを優先的にするということは今されていますけれども、そういったことも電子的にするときに優先的に、仕組みとしてやっていただくことが、できるようにしてほしいと思います。既に他市ではそういうことを導入されているわけですから、既にそのようなシステムがもう世間ではでき上がっていると思うんで、金太郎あめではないけど、名前変えるだけで、できるのではと私は思ってしまうのですがその辺りいかがですか。

企画総務部 前段につきまして、先ほど申しました庁内調整会議におきまして、各施設の課題というのは洗い出しをさせていただいております。

その中で、今回、このシステムの協議をさせていただくのに副産物だったと思うのは、今まで縦割りでやっておりましたけれども一堂に会しまして施設管理者が寄りますと、施設それぞれの課題とか、またこういう良いやり方をしてるんだというのが、お互いにわかりあえたというようなところもございます。ただ、一足飛びになかなか、管理体制、運営体制というのを変えるというのは難しいのかなと思っておるわけでございますけれどもこういった情報交換ができるようになったというのは、いいことだったと思っております。

それから、後段の御質問についてなんですけれども、金太郎あめ確かにそのとおりかと思っておるわけでございますけれども、私ども今まで2社のデモンストレーションを見せていただいたんですが、やはり、なるほどというか、少し、値段がちょっと高いところにつきましては、もうかゆいところに手が届くといえますか、機微に至るまで非常に整ったシステムでございまして、先ほどおっしゃっていただいた優先予約、また、青少年育成というような形の減免にまで対応が出来るもの、もしくは、少し安い

というシステムであれば、そこまではいかないけれども、一般的な管理まではできます。

こういったところは確かに、いろんなところでされておりますので、やはり業者さんも百戦錬磨というところがございます。

ですので今後プロポーザル協議の中で費用だけではなくて、後々の使いやすさ、また施設管理運用と施設管理者の使いやすさというところを、評価いたしまして業者を選定していきたいと考えております。

大上副座長 先ほどの、波部課長の答弁の中でも触れられておられたんで、大体分かるんですが、一つには、その施設の管理の方で年配の方も従事されてる方も多いと思うんです。システムが導入されることによって、今後の課題に対しては、先ほど一足飛びにはいかないというようなお話でしたが、今後どのようなお考えでおられるのかその辺り教えてください。

企画総務部 確かにオペレーションという部分だとは思いますが、施設の管理者につきましては基本的に市の職員、もしくは、会計年度任用職員によって、運営管理をしております。その中で、課題となりますのは、やはり休日夜間というところで、例えば例にとりますとシルバー人材センターさんなんか、休日夜間の管理をお願いしているところもございます。そういったところにつきましても、システムが非常に使いやすいといえますか非常に簡単になってございます。最初に覚えていただくのはなかなかハードルが高いかなどは思うんですけれども、覚えていただければ、十分対応していただけるのかなというふうに思っておりますし、基本的には、このシステムの良いところは、市民の皆さん方が、予約できるというか、自分の家とかスマホで施設の利用状況とかが分かるということでございますので、基本的に施設の管理者が、直接そのシステムをさわるといことは、ほぼ想定してございませんので、その辺りは心配ないのかなというふうには思っております。

渡辺座長 どの程度までを求めようとしているのかがもう一つ、伝わってこないのですが、このオンライン予約システムについて装備として、機能として入れようとしているのは、予約ができるという機能とその予約に当たって、利用状況が把握できるというところまでなのか、先ほど言われた減免なども考えているという話もあったので、支払いとかその辺りの機能まで持たせたものを入れたいと思っているのか。どこまでのものを

ブランド戦略課としてこの予算で実現させようとしているのか。そこははっきりと説明ください。

企画総務部 大変失礼いたしました。私ども基本的に求める機能といたしましては全てパッケージにして求めていきたいと考えています。まずは、基本的なところでいうと、使用状況の検索で、予約、それから、予約に対しての使用料の支払い、請求書なり領収書の発行の様式などは後ほどの調整が要るかなと思うんですけども、料金までその場が出るシステムです。それから、優先予約また、抽せん予約、そういったものへの対応、あとは、認定するのは当然市側ではございますけれども、青少年健全育成もしくはそういった福祉的施策の中での減免の対応、こういったものを全てに対応するというような形で考えてございます。

【分科会】

■議員協議

議員間で議論・確認等をしておいた方がよいこと等があれば発言をお願いします。

安井委員 お試し空き家住宅のことが1番議論になったと思いますので、実際やることは非常にいいことですが、座長が言われたようにスキームとかがわかりにくいということと責任の所在がはっきりしないということとそれから契約がどうなっているのか。

その辺りがはっきりしないといいますか不透明感があったので、もう少し、きっちりした事業の説明のできる資料を提出していただけたら、こちらとしては、もう少し賛成しやすいというふうに感じました。

渡辺座長 先ほど分科会の中でもお願いしたわけですが、本来であればきっちりした詳細な資料を提出していただき、それを確認しながら審査が出来たらよかったのですが、その準備が出来ていなかったことに対して私も苦言を述べさせていただきました。その上で、早急にきっちり整理をした資料について提出をしてもらう。資料については今日いただいた意見等についても十分、考慮したような形で整理をしていただくということで部

長等も認識をしていただいておりますので、それをできるだけ早い段階で、当然、全体会までには提出してもらいますが、それについてはきちんと進めていただくという確約もっておりますので、それを踏まえた上でこの予算について、委員の皆様には考えていただけたらと思います。

それでは、今、安井議員から話しのありましたことにつきましては、述べさせてもらった形で対応させていただきたいと思います。

では続きまして意向確認の方だけさせていただきたいと思います。

■意向確認

日程第1 議案第28号 令和4年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）
—— 修正・反対等の意見なし ——

渡辺座長 この結果と、本日の執行部との質疑応答及び議員共有を含めた形で、分科会の座長報告を行いたい。報告については座長に一任いただきたい。

—— 異議なし ——

渡辺座長 また会議録等については事務局に調整させ正副座長において内容確認を行いたい。

—— 異議なし ——

大上副座長 挨拶

渡辺座長 散会宣告

12:29 散会